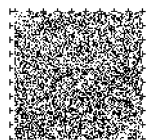
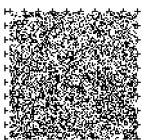


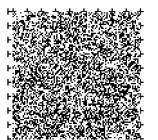
新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービス等への支援(令和2年度)

【事業所向け】

事業名	事業内容	対象事業者等	対象期間
障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修	ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化改修工事に係る経費を補助する。 ※障害者(児)施設整備費補助	障害者支援施設、障害児支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所	令和2年1月16日から 令和3年3月31日まで
障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業	施設・事業所における感染対策の徹底を図るため、衛生用品の確保や施設・事業所等の消毒に必要な以下の経費を補助する。 1 衛生用品等の緊急調達事業 (1) 防護服の購入 (2) 簡易陰圧装置の設置 (3) 換気設備の設置 2 施設等衛生環境改善事業 感染者が発生した施設・事業所の消毒委託経費	1 障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所 2 療養介護、生活介護、短期入所、障害者支援施設、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで (原則)
障害福祉サービス等提供体制の継続支援事業	1 サービス継続支援事業 サービス継続に必要なかかり増し経費(衛生資材費、人件費など)を補助する。 2 連携支援事業 利用者受入れに係る連絡調整に係る経費、職員の応援派遣に係る経費を補助する。	障害福祉サービス等施設・事業所(※1) (交付対象となる補助事業ごとに補助対象事業所・施設が異なる)	令和2年1月15日から 令和3年3月31日まで
ICT機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT機器活用による生産性向上の取組を促進するため、都内に所在する訪問系の障害福祉サービス等を提供する事業所におけるICTの導入に必要な費用の一部を補助し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）	障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。	障害福祉サービス施設・事業所等（※1） （交付対象となる補助事業ごとに補助対象事業所・施設が異なる）	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。	障害福祉サービス施設・事業所等（※1）、重度障害者等包括支援事業所、地域生活支援事業（※2） （対象期間中に10日以上勤務した者が対象）	令和2年1月24日から 令和2年6月30日まで
	障害福祉サービス再開に向けた支援事業	障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について、次の1及び2の支援を行う。 1 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 2 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	障害福祉サービス事業所等（※3）	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症の集団発生時の職員応援派遣体制の確保事業	障害者支援施設等において新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合に備え、施設間の連携による職員の応援派遣体制を東京都全体で確保する。	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設	令和2年9月8日から 令和3年3月31日まで	



<p>障害者支援施設等の感染防止対策のための専門的相談・支援事業</p>	<p>障害者支援施設等が施設内での利用者の療養に備え必要な準備や感染症対策を行うに当たり、感染防止対策に係る専門的な助言等を受けられる体制を確保する。（施設向け感染防止対策研修、巡回訪問の実施等）</p>	<p>障害者支援施設、障害児入所施設</p>	<p>令和2年9月8日から 令和3年3月31日まで</p>
<p>就労系障害福祉サービス等の機能強化事業 （うち東京都就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業）</p>	<p>感染症拡大等により、生産活動が相当程度減収している事業所等に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する。</p>	<p>就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所。 ただし以下の要件の事業所は対象外 ・令和2年4月1日以降指定された事業所 ・他の経営支援策（持続化給付金、家賃支援給付金等）を受けている事業所</p>	<p>令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで</p>
<p>障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業</p>	<p>感染者が発生した場合の影響の大きい障害者支援施設や障害児入所施設を対象とし、PCR検査などの感染症対策を実施した場合の経費を都独自に支援する。</p>	<p>障害者支援施設、障害児入所施設</p>	<p>令和2年10月8日から 令和3年3月31日まで</p>

※1 障害福祉サービス施設・事業所等

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、行動援助、同行援助、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援

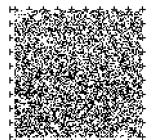
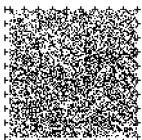
※2 地域生活支援事業（障害福祉サービスに準じる事業）

区市町村事業：地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援

都道府県事業：盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

※3 障害福祉サービス事業所等

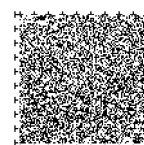
生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、居宅介護、重度訪問介護、行動援助、同行援助、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及び地域移行支援



新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービス等への支援(令和2年度)

【区市町村向け】

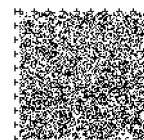
事業名	事業内容	対象	対象期間
臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための特別支援学校等の臨時休業に伴う、放課後等デイサービスの利用増に伴い追加的に生じた利用者負担等を補助する。	区市町村	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
在宅障害等に対する安否確認等支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による個別訪問等により現状把握を実施し、緊急的な相談の受付及び情報提供等を行う。	都道府県及び 区市町村	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
在宅要介護者の受入体制整備事業	在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合においても、介護が必要な障害者が住み慣れた地域で生活の継続ができ、罹患した家族等が安心して療養に専念できる環境を整えるため、要介護障害者が緊急一時的に利用できる宿泊施設等の確保や支援員等を配置するなど、受入体制を整備する区市町村を支援することにより、在宅で生活する要介護障害者や家族等に対する新型コロナウイルス感染症への対策を講じる。	区市町村	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※補助対象期間のうち、令和2年9月3日以前の経費は、9月3日以降事業を継続している場合のみ対象



新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービス等への支援(令和2年度)

【その他】

事業名	事業内容	対象	対象期間
新型コロナウイルス感染症に係る聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化	新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）又はかかりつけ医に相談した結果、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の受診が必要だと判断された聴覚障害者に対し、遠隔手話サービスを提供する。	都内在住の聴覚障害者で、新型コロナウイルスの感染が疑われ、「新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）」の受診が必要と判断された方	令和2年4月28日から令和3年3月31日まで（予定）
宿泊施設滞在者専用ストレス電話相談事業	<p>都が実施する宿泊施設での療養及び健康観察の対象となっている者に対し、感染していることへの不安や宿泊施設において長期間にわたる生活を送ることに対するストレス等の悩みを軽減できる体制を確保するため、「宿泊施設滞在者専用ストレス電話相談」を設置し、専門相談員（精神科医師、公認心理師等）による相談を実施する。</p> <p>※7/1以降は都立（総合）精神保健福祉センター「こころの電話相談」を案内</p>	宿泊施設での療養及び健康観察の対象となっている者等	令和2年4月27日から令和2年6月30日まで
就労系障害福祉サービス等の機能強化事業 （うち障害者就業・生活支援センター（生活支援）機能強化事業）	活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対するきめ細かな生活支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターの生活支援体制を強化する。	障害者就業・生活支援センター（生活支援事業）	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）</p>	<p>1 設備整備費等補助事業 新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する精神科救急医療を担う医療機関の設備整備費等を支援し、院内感染を防止する。</p> <p>2 支援金支給事業 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援を行うことで、精神科救急医療体制を確保する。</p>	<p>精神科二次救急指定医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する医療機関として、都が登録する医療機関</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対応研修</p>	<p>【研修テーマ】 今やっておくべき精神科病院における新型コロナウイルス感染症対応</p> <p>【プログラム】</p> <p>1 講義（オンデマンド配信、10/24～11/8）</p> <p>2 質疑応答・意見交換（Zoomによるライブ配信、10/24のみ）</p>	<p>都内精神科病院に従事する職員</p>	<p>令和2年10月24日から令和2年11月8日まで</p>
<p>精神科身体合併症医療事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>	<p>精神科病院に入院中の患者で、新型コロナウイルス感染症患者又は感染が強く疑われる患者が発生した場合、都立病院等で受け入れを実施する。</p>	<p>1 精神科病院の入院患者で、PCR検査の結果が陽性となった者</p> <p>2 精神科病院の入院患者で、新型コロナウイルス感染症が強く疑われる者</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</p>

